

Q6-13 労働組合法は強制加入を採っていますか、それとも自由加入ですか。

1. 下記の労働組合組織においては、従業員は組合に加入しなければなりません(労働組合法第7条)。なお、これらの組織には一組織に一つの組合結成しか認められていません(同第9条第1項)。
 - (1)同一工場、同一事業単位の組合
 - (2)会社法に規定されている支配および従属関係にある企業の組合
 - (3)金融持株会社法に規定されている金融持株会社とその子会社内の従業員から組織された組合
2. 労働組合の結成には、労働者30人以上の連名による発起が必要とされています(同第11条)。
3. 雇用者を代表し管理権を行使する管理者の場合、組合に加入することはできません。ただし、労働組合の定款に当該管理者の加入ができると規定されている場合、この限りではありません(同第14条)。
4. 雇用者を代表し管理権を行使する管理者は企業の組合の発起人になることはできません(労働組合法施行細則第12条)。